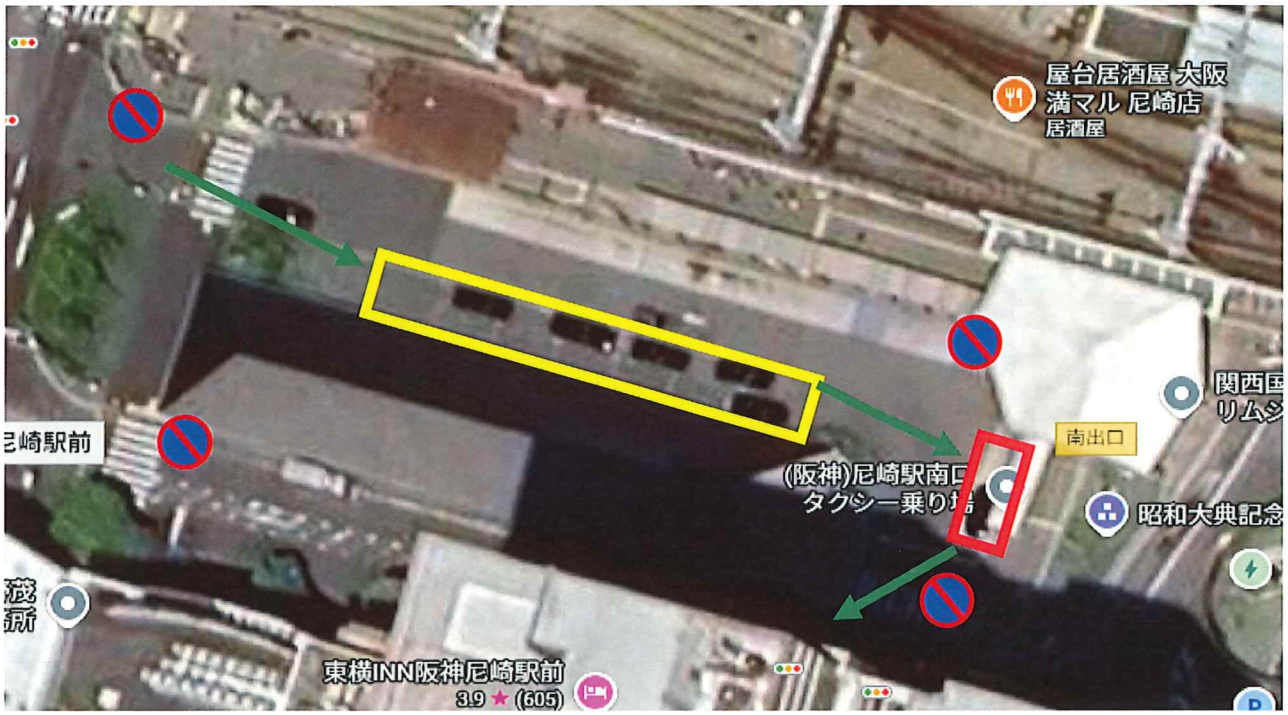
９０：阪神尼崎駅南側



：乗場（２台）　：待機場（１０台）　：走行ルート

タクシー協会管理乗り場・待機場 共通ルール

～ 神戸阪神地区 ～ （令和8年6月制定）

兵庫県タクシー協会が管理するタクシー乗り場・待機場において、以下の共通ルールを定めます。
事業者および乗務員の一人ひとりがルールを遵守し、
「利用者から選ばれ、支持される乗り場」を目指しましょう。

1. 接遇マナー（利用者の利便性と安心の確保）

① タクシー利用者の利便性を最優先とすること。

② タクシー利用者が安心して乗り場を利用できるよう、事業者・乗務員ともに心掛けること。

③ 法人運転者は会社指定、個人運転者は組合指定の服装をし、清潔かつ運転操作に支障のない身なりとすること。【※処分対象】

④ 利用者に大きな荷物がある時は降車し、荷物の積み下ろしに積極的に協力すること。

2. 法令順守・公平営業

⑤ 事業者及び運転者は他の運転者に対して排除行為を行ってはならない。【※処分対象】

⑥ 利用者の輸送は申込み順序に従って公平に行い、距離の遠近・行先等の理由により差別してはならない。

⑦ 運転者は乗合行為、呼び込み行為等不正な営業行為を行ってはならない。【※処分対象】

⑧ 運転者は停車禁止又は乗車禁止指定場所での営業行為を行ってはならない。【※処分対象】

3. 乗り場・待機場での禁止行為

⑨ 喫煙行為【※】	指定場所以外での喫煙の禁止（車内・車外問わず）
⑩ 車外での大声雑談【※】	車外に出て集まり、大声で雑談や騒音を立てる行為の禁止
⑪ 車両放置【※】	乗り場・待機場での車両放置の禁止（※トイレ・急病等を除く）
⑫ ゴミのポイ捨て・放置【※】	吸い殻、空き缶、弁当殻等のポイ捨ておよび放置の禁止
⑬ 用具の無断設置【※】	ポールコーンやパイロン等の資機材を無断設置・排他利用する行為の禁止
⑭ 独自ルールの無断作成・強要【※】	一部事業者・乗務員による独自ルールの無断作成や他者への強要の禁止
⑮ 規定ルールの違反【※】	乗場地図記載のサービスセンター制定ルールおよび指導規程への違反

【重要】 サービスセンター指導規程による処分について
【※】マークが付された項目に違反した場合、サービスセンター指導規程に基づき、
該当事業者及び乗務員に対するペナルティ・処分対象となります。全乗務員への周知徹底をお願い致します。

一般社団法人 兵庫県タクシー協会 神戸・阪神間支部
サービスセンター委員会